



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

出産後も働く女性が増えています

◆出産後も仕事を続ける女性の割合

第1子を出産した後も仕事を続ける母親は4割を超えたこと、また、育児休業を取得する母親も9割を超えたことが、厚生労働省が発表した「2010年生まれの子供に関する継続調査」で明らかになりました。

◆第1子出産半年後の母親の就業状況

同省によれば、子供が第1子である母親のうち、パートなども含めて出産1年前に仕事をしていた人は78.8%で、そのうち、出産半年後の時点で仕事をしていた人は45.7%（育児休業中含む）に上ったそうです。

2001年生まれの子供を対象にした9年前の調査では、第1子出産から半年後に仕事をしていた母親は32.2%でしたので、かなり増えていることがわかります。

また、出産半年後にフルタイム（常勤）の仕事をしている母親で、育児休業を取得している割合は93.5%（取得済みや予定含む）となり、こちらも前回調査の80.2%を上回っています。

◆2人に1人が出産を機に仕事を辞めている

一方、第1子を出産を機に仕事を辞めた人の割合は54.1%（前回調査時67.4%）で、2人に1人が出産を機に仕事を辞めていたことがわかりました。

フルタイムで働いていた母親が仕事を辞めた理由としては、「育児に専念したいため」が40.7%と最多で、「仕事を続けたかったが両立が難しい」（35.3%）。「解雇・退職勧奨された」（10.5%）と続いています。

◆厚労省による分析

厚生労働省では、出産後も働く女性が増えたことについて、「育児休業制度の対象がパート社員や派遣社員の



一部に拡大したことや短時間勤務制度が企業に浸透したことが要因である」と分析するとともに、「希望する人が働きながら子育てできる環境作りをさらに進めたい」としています。

「中高年従業員の戦略的活用」に向けた研修・再教育の実施

◆悩みの種は「モチベーションの低下」

高齢者雇用安定法の改正等により60歳以降も働く人が増えています。企業においても、業種や職種によっては、「中高年者を積極的に活用していきたい」と考えているところもようです。

ところが、こうした企業に共通する悩みがあることが、研修会社等が実施した調査により、わかっています（エム・アイ・アソシエイツ株式会社実施アンケート等）。

その悩みとは、「モチベーションの低下」です。現役世代においても、昇進の可能性がなくなったり、役職定年制により肩書きがなくなったりした後はモチベーションが下がる傾向にあることがわかっていますが、継続雇用後は、手取り賃金が少なくなったり、担当する業務が変更になったりすることから、一層モチベーションが低下してしまう傾向にあるようです。

◆どのような研修メニューが有効か？

継続雇用後のモチベーションの維持・向上には、次のような流れで研修を実施すると効果的なようです。

- (1) 継続雇用後の環境の変化を受け止め、自らのものの見方や考え方の転換を促す
- (2) これまでの自分を振り返り、強みを再確認することで自信を持ってもらう
- (3) 理想の将来を実現するために効果的な選択は何かを考えてもらう
- (4) これから会社でどのようなことに取り組んでいくかを決めてもらう

研修スタイルとしては、いわゆる「座学」で一方的に講義するスタイルよりも、ゲームやグループディスカッションを交えた、五感に訴えるスタイルのほうが効果的なようです。

◆今後必要なことは？

これまで、企業が行う研修費用の多くは、新入社員研修や幹部候補育成研修等に充てられており、中高年者活用のための研修を実施しているところは少数にとどまっています。

しかしながら、継続雇用や再雇用により中高年者を雇用し続けるとなれば、企業はそれに見合う労務提供を受けるためにも、モチベーションの維持・向上を図りながら、中高年者に求める技能・能力を具体的に示し、自社に貢献する従業員となってもらふことを求めていく必要があるでしょう。

2月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

寒い日が続いておりますが、風邪などひかないよう体調管理には注意したいですね。

さて、今回は当事務所のスタッフを紹介します。



●主に助成金やその他申請業務を行っています。最近では年金相談も多くなってきました。より良い情報を提供し、スピーディな対応に心掛けたいと思いますので宜しくお願いします。

(橋本 倫江)

●早いもので入社から約一年が過ぎました。自分にとってはあっという間の一年でしたが、今後とも皆様の補助ができるように頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(沼 幸子)

●去年の9月から働き始めました。社会保険労務士試験に平成23年に合格しましたが、実務経験がなく、修行中の身です。早く一人前になれるよう頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

(木村 亜紀子)